

安全保障関連法案の採決強行に強く抗議する会長声明

本年9月19日、参議院本会議において、安全保障関連法案の採決が強行され、本法律が成立した。

本法律は、憲法9条が禁ずる集団的自衛権の行使を可能にし、また自衛隊が後方支援の名目で他国の軍隊への弾薬・燃料の補給等で協力するほか、他国の武器防護の名目で戦闘を行うことまで可能とするもので、自衛隊を普通の軍隊と同様に海外に派遣して戦争に参加させることにつながるものである。従来、政府及び国会は、自衛隊が個別的自衛権の範囲内において急迫・不正の侵害に対し最小限度の自衛的措置しか行わない故に合憲であるとの見解を採用してきたのであるが、本法律はその見解をも根本から覆すものである。

本法律については、法案審議の過程において、圧倒的多数の憲法学者・研究者や、裁判官経験者、歴代の内閣法制局長官らが憲法違反と断じ、日弁連をはじめ当会を含む全国の弁護士会も、憲法の立憲主義の基本理念、恒久平和主義及び国民主権の基本原理に反し、戦後70年間維持してきた平和国家としての我が国の在り方を変えてしまうものであることを指摘し、廃案を求めてきた。全国の地方議会からも続々と反対・慎重意見が提出され、世代や分野を超えた国民の反対運動は日増しに広がり、宮崎県においても本年8月22日と9月9日に開催された安全保障関連法案に反対する集会にそれぞれ1000人近い県民が参加したほか、県内各地で連日のように廃案に向けた多彩な行動が繰り広げられてきた。

こうした国民の声を無視し、また、国会での審議においてあぶり出された多くの疑問点、問題点に対し政府が十分な説明をせず、審議が尽くされないまま、参議院が採決を強行し、本法律を成立させたことは、法の支配を蔑ろにし、憲法と主権者たる国民を無視する暴挙と言わざるを得ず、立憲民主主義国家としての我が国の歴史に大きな汚点を残したもので、強く抗議する。

当会は、本法律の成立によって改正された関連各法の条項及び国際平和支援法の適用、運用に反対し、本法律の廃止・改正を求めるとともに、日本国憲法の立憲主義、国民主権及び恒久平和主義を堅持する取り組みを今後いっそう強化する決意を表明する。

以上

2015年9月24日

宮崎県弁護士会 会長 町元 真也

